

JIS

UDC 61:621.31:001.4

T 1011

医用電気機器用語（共通編）

JIS T 1011-1988

（1994 確認）

昭和 63 年 11 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 63.11.1 確認：平成6.2.1

官 報 公 示：平成6.2.8

原案作成協力者：社団法人 日本電子工業振興協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会（部会長 吉川 昭吉郎）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

医用電気機器用語 (共通編)

T 1011-1988

(1994 確認)

Glossary of Terms Used in Medical Electrical Equipment
(General Terms)

1. 適用範囲 この規格は、医用電気機器に関する共通的な用語（以下、用語という。）及びその意味について規定する。

2. 分類 用語の分類は、次による。

- (1) 安全
- (2) 医用生体情報
- (3) 性能
- (4) 構成、構造 及び 部品
- (5) 情報処理 及び 結合技術
- (6) 表示、記録、単位 及び 文書
- (7) 試験
- (8) 使用、点検、保守、保管 及び 設備

3. 番号、用語 及び 意味 番号、用語 及び 意味は、次のとおりとする。

なお、対応英語を参考として示す。

備考 1. 番号は、頭文字の1英字と6数字及び6数字の中間に付けるハイフン“—”によって示す。

頭文字のAは共通用語を、次の3数字は分類番号(100～800)を示す。

また、最後の3数字は同一分類区分内の一連番号とする。

2. 用語の一部分が丸括弧“()”で囲まれている場合は、その部分を省略してもよいことを示す。この場合、括弧内を省略したときと省略しないときとの間に優先順位はない。

例：“電気(的)安全”は、“電気安全”又は“電気的安全”を示す(A 100-008 参照)。

3. 同一の意味をもち、しかも、その記述が異なる二つ以上の用語がしばしば用いられる場合は、角括弧“[]”を用いて示す。

例：“SN比〔信号対雑音比〕”は、“SN比”又は“信号対雑音比”を示す(A 300-020 参照)。

4. 漢字が常用漢字表にない場合には仮名で示し、それに引き続く丸括弧“()”内に該当する漢字を示す。

例：“きょう(筐)体”(A 400-004 参照)

5. 省略形、文法上の用法などを、用語に引き続く丸括弧“()”内に示す。

例1：“PAE(頭字語)”(A 300-009 参照)

例2：“C(省略形)”(A 300-010 参照)

6. 用語が複数の分類の中で使用されることが多い場合には、最も適切と思われる分類中に示す。

7. 用語が幾つもの異なる意味をもつ場合には、それらを個々に規定し、意味の前に(1)、(2)、…を付ける。
この場合、優先順位はない。

8. 意味の規定が概念的で分かりにくいものについては、例：として具体例を示す。

9. 用語の読みについては、分かりにくいものだけを大括弧“【 】”で示す。

参考 対応英語に使用する丸括弧“()”及び角括弧“[]”は、備考2.、3.及び5.と同じである。